

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川西町長 茂木 晶

市町村名 (市町村コード)	川西町 (063827)
地域名 (地域内農業集落名)	東大塚地区 (町田、東他屋、門の目一、門の目二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月31日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、水田が82.1%を占め主に水稻(加工用米や飼料用米等含む)が作付けされているほか枝豆等の高収益作物の栽培にも取り組んでいる。基盤整備の計画もあり、今後、圃場の大区画化が進む予定である。
 農業者の平均年齢は58.7歳と高齢化が進んでいるため、後継者の育成が喫緊の課題である。
 一部、畦畔・水路の鳥獣被害もあるため、対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を中心とした栽培を行いながら町の重点推進作物である枝豆等の作付けを推進する。
 中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約を進めるとともにスマート農業を導入し農作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借については、中間管理事業の活用を促し、農地の集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域として要望しているが未定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
優良農地を守っていくため、地域外からも積極的に担い手を受け入れていく。 町・JA・県等とも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布などJAや農業支援サービス事業者等への委託を活用し、農作業の省力化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②特別栽培米や有機栽培の取り組みを進め、農家所得向上を図る。
- ③スマート農業を導入し、農作業の負担軽減や効率化を図る。
- ⑨耕畜連携を進め、国産飼料の供給、粗放的管理が可能な飼料用米等の作付けにより農地のフル活用を図る。